

春日井市不妊治療費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、こどもを持ちたいと希望する夫婦が不妊治療を継続しやすくなるよう、体外受精及び顕微授精等の生殖補助医療（以下「生殖補助医療」という。）と併用して実施される先進医療に係る費用に対する助成金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保険医療機関 先進医療の実施医療機関として厚生労働省へ届け出ている又は厚生労働省から承認を受けている保険医療機関をいう。
- (2) 先進医療 保険医療機関で生殖補助医療と併用して実施される厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成20年厚生労働省告示第129号）に規定する治療及び技術をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、申請日において、双方又はいずれか一方が市に住所を有し、居住する夫婦（婚姻の届出を行っていないが、事実上夫婦としての実態を有する関係を含む。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同一の助成対象経費に対する他の助成を受けている者は、助成対象者としなない。

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、一連の治療過程と併用して令和8年4月1日以後に実施した先進医療に要した額とする。

- 2 助成対象経費の算定にあつては、医師が判断した採卵準備のための投薬開始等の治療計画を作成した日から妊娠の確認等（医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合を含む。）の日までの間に医療保険の適用を受ける生殖

補助医療の過程を一連の治療過程とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の額に10分の7を乗じて得た額とし、一連の治療につき50,000円を上限とする。

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(助成の申請)

第6条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、春日井市不妊治療費助成金交付申請書兼請求書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 不妊治療費助成金に係る受診等証明書（第2号様式）

(2) 先進医療を実施した医療機関が発行する領収書

(3) 婚姻の届出をしていることを証明できる書類（婚姻の届出を行っていないが、事実上夫婦としての実態を有する夫婦にあつては、双方が他に婚姻関係のないことを証明できる書類、同世帯であることを証明できる書類及び事実婚姻関係に関する申立書（第3号様式））

(4) 助成対象者の住所地を証明する書類

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 前項第3号及び第4号の書類は、当該書類により証明すべき事項を市長が公簿等によって確認することができるときは、当該添付書類を省略することができる。

3 申請書の提出期限は、一連の治療過程の終了した日の翌日から起算して1年以内とする。

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、速やかに当該申請の内容を審査し、助成の交付の決定をしたときは、春日井市不妊治療費助成金交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、助成金の交付が適当でないと認めたときは、春日井市不妊治療費助成金不交付決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第8条 市長は、前条第1項の規定により交付決定したときは、速やかに助成金を申請者に交付するものとする。

（助成金の返還）

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者に対し、交付決定を取り消し、又は給付金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。